

研修料補助要領

1 補助人数枠

1 組合員当りの補助人数は、対人共済契約車両数 5 両につき 1 名（端数切り上げ）とします。

2 補助対象

毎年度 4 月 1 日から翌年 2 月末日までの間に受講した研修

3 補助金額（上限額）

研修料から各県トラック協会等の助成額を差引いた金額を対象とし、下記金額を上限とします。

(1) 半日研修及び 1 日研修 1 名につき 5, 0 0 0 円

(2) 通い 2 日、3 日、4 日

又は 1 泊 2 日、2 泊 3 日、3 泊 4 日研修 1 名につき 1 0, 0 0 0 円

※各県トラック協会へ 1 名につき支払った金額が 5, 0 0 0 円を下回る際は、その実費を補助とする。

※各県トラック協会の会員外の場合、(1) 及び (2) を参照とする。

※各年度における補助金の総額は事故防止対策委員会で決定する。

4 補助対象施設

(1) 中部トラック総合研修センター

(2) クレフィール湖東交通安全研修所

(3) 本組合の地区で各県公安委員会に公認された指定自動車教習所

5 補助対象研修

(1) トラックを用いたドライバー対象であること

(2) 研修時間が概ね 2 時間以上であること

6 研修料補助金の申請方法

研修料補助金申請書（別添）に次の書類を添えて事故防止部へ直接送付してください。なお、補助金申請は研修終了後速やかに行ってください。

- (1) 研修料の請求書（写）
- (2) 研修料の領収書（写）または振込票（写）
- (3) 修了証（写）
- (4) 各県トラック協会への助成申込書（写）（助成申込を行った場合）
- (5) 研修カリキュラム

7 補助金申請の締め切り

各年度の補助は、翌年2月末日までに事故防止部へ申請書類が到着したものを対象とし、受け付けた順に処理する。ただし、上限額に達した時点で締め切りとする。